

第2回大阪府自殺対策審議会自殺未遂者支援部会 報告

◇日 時：平成26年1月31日（金） 午後4時30分～6時

◇場 所：大阪府公館 1階 大サロン

◇出席者：白川委員、廣常委員、芦田委員、以倉委員、植西委員、平委員、南委員、松浦委員、
谷掛委員

報告(事務局)

(1) 平成25年度の自殺対策事業の取組みについて

- ・事務局から平成25年の大阪府の自殺数について報告があった。
- ・警察と保健所が連携して自殺未遂者の支援を行う自殺未遂者相談支援事業の報告があった。

(2) 自殺未遂者連携支援事業報告について

- ・救命救急センターに精神保健福祉士等を配置して、自殺未遂者の基礎調査とケースワーク、関係機関の研修などネットワークづくりに資する取組みを行う自殺未遂者連携支援事業について関西医科大学附属滝井病院から、報告があった。委託している6カ所の救命救急センターの状況と各医療機関における自殺未遂者支援の連携の特徴についての説明があった。

(3) 自殺未遂者連携支援事業について

- ・平成21年度から平成23年度に救命救急センターで「自殺未遂者実態調査事業」を実施した。
- ・平成24年度から、自殺未遂者実態調査事業をより発展させ、救命救急センターに搬送される自殺未遂者への連携支援の体制を整備するため、救急医療機関において、精神保健福祉士等を配置し、自殺未遂者及び家族に対して、保健所等の地域関係機関と連携した支援を実施してきた。
- ・平成25年度は6カ所の救命救急センターに事業委託をし、自殺未遂者への支援、事例検討、調査、研修を実施してきた。

審 議

審議内容： 自殺未遂者支援への包括的地域ケアシステムづくりについて

主 旨

前回、自殺未遂者が救命救急センターへ搬送された後の体制について、審議いただいた。今回は、救命救急センターからの退院後を地域でどのように支援していくのかについて、前回の審議をふまえて、事務局で素案を作成した。自殺未遂者支援に関する事業や、現在、府保健所等が取り組んでいるネットワーク構築の取組み等を総合的に検討し、自殺未遂者支援に関する地域の体制づくりを含めた包括的な地域ケアシステムについて素案をもとに、審議いただきたい。

審議における主な意見

- 自殺未遂者に関わる地域における人材としては、精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、看護師などの自殺未遂者支援の経験をもつ様々な職種が入った方がよい。
- これまで自殺未遂者支援のノウハウのある救命救急センターにおいて研修を受けた人材を配置すると機能的かと考える。
- 自殺未遂者の支援は救命救急センターに特化せずに、「救急医療機関」として幅広く自殺未遂者の支援をするという視点を入れる方がよい。
- ネットワークや重層的なシステムづくりなどの言葉の示すところを具体化してほしい。
- 保健所が行政の中核的なところであるので、自殺未遂者の支援の中心になるのは問題ない。
- 保健所にすべての自殺未遂者の支援が問題が集中するということは物理的に難しいと思われる。
- 大阪府と大阪市、堺市は保健所のシステムが違うのではないか。
- 今後、行政で財政をどう確保するのが課題としてあると思う。

審 議

審議内容：自殺未遂者支援部会の今後のあり方について

主 旨

今後は集中的にご論議いただくような形に審議会と部会の関係を整理し、より効率的な体制で臨みたいと考えているため、「自殺未遂者支援部会」について一旦、閉会することについて審議いただきたい。

審議における主な意見

- 事務局案に対して、異議なし。



審議事項について3月の自殺対策審議会に報告し、「自殺未遂者支援への包括的地域ケアシステムづくりについて」「自殺未遂者支援部会の今後のあり方について」の審議を行う。